○厚生省・通商産業省令第二号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第三十五条の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三十五条の規定に基づく市町村長の申出に関する省令を次のように定める。

平成八年十二月二十七日

厚生大臣　小泉純一郎
通商産業大臣　佐藤　信二

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第三十五条の規定に基づく市町村長の申出に関する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十五条の規定により、再商品化がされないおそれがあると認める旨を申し出ようとする市町村の長（特別区の存する区域においては、都知事）は、次に掲げる事項を記載した申出書を主務大臣に提出しなければならない。

一　市町村（特別区の存する区域においては、都）の名称

二　当該特定分別基準適合物に係る容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省令第一号）第四条に規定する容器包装の区分

三　再商品化がされないおそれがあると認める理由

四　当該特定分別基準適合物の保管施設の名称及び住所

五　当該特定分別基準適合物の保管の状況

六　当該特定分別基準適合物を引き取ることを予定していた者がある場合には、その者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2　前項の申出書には、法第八条第一項に規定する市町村分別収集計画の写しを添付するものとする。

附　則

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

○厚生省・通商産業省令第三号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第十項第一号に規定する委託の範囲を定める省令（平成七年厚生・通商産業省令第一号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年十二月二十七日

厚生大臣　小泉純一郎
通商産業大臣　佐藤　信二

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第十項第一号に規定する委託の範囲を定める省令の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第十項第一号に規定する委託の範囲を定める省令（平成七年厚生・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

「特定容器利用事業者」を「その事業において、その販売する商品について特定容器を用いる事業者」に改める。

附　則

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

○通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号

石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第十五条第三項第二号の規定に基づき、石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年十二月二十七日

通商産業大臣　佐藤　信二
運輸大臣　古賀　誠
建設大臣　亀井　静香
自治大臣　白川　勝彦

石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令

（石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部改正）

第一条　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令（昭和四十七年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「規格最小降伏点」の下に「（導管の規格に最小降伏点の定めがないものにあつては、材料試験成績等により保証される降伏点とする。ただし、当該降伏点が、当該導管の材料の規格に定める引張強さの最小の値に〇・六を乗じた値を超える場合にあつては、当該値とする。以下この条において同じ。）」を加える。

第四十二条の次に次の一条を加える。

（避雷設備）

第四十二条の二　事業用施設のうち、地上に設置される部分には、告示で定めるところにより避雷設備を設けなければならない。ただし、周囲の状況によつて安全上支障がない場合においては、この限りでない。

第五十五条第一項第十一号を次のように改める。

十一　削除

第五十五条第二項第三号中ホをヘとし、ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　保有水平耐力は、地震の影響による必要保有水平耐力以上であること。この場合において、保有水平耐力及び必要保有水平耐力の計算方法は、告示で定める。

第五十五条第二項第四号中「、超音波探傷試験」を削る。

（石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（昭和五十四年通商産業省、運輸省、建設省、自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「の材料、構造及び設置方法」を「（以下「既設のタンク」という。）」に改め、「石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準を定める省令」の下に「（以下「新令」という。）」を加え、「並びに第二項」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3　既設のタンクのうち、新令第五十五条第二項各号に定める技術上の基準に適合しないものに係る技術上の基準については、同項各号の規定は、当該タンクが次の各号に掲げる基準のすべてに適合している場合に限り、適用しない。

一　当該タンクは、厚さ三・二ミリメートル以上の鋼板で気密に作られたものであつて、かつ、圧力タンクを除くタンクにあつては水張試験において、圧力タンクにあつては常用圧力の一・五倍以上の圧力で十分間行う耐圧試験（告示で定める事項を測定するものをいう。）において、それぞれ漏えいその他の異常を生じないものであること。

二　当該タンクは、当該タンク及びその附属設備の自重、当該タンク内の石油の重量、当該タンクに係る内圧、温度変化の影響等の主荷重及び積雪荷重、地震の影響等の従荷重によつて生ずる応力及び変形に対して安全なものであること。この場合において、これらの計算方法等は、告示で定める。

三　当該タンクの側板に生ずる円周方向引張応力及び軸方向圧縮応力は、告示で定める許容応力以下であること。

四　当該タンクの保有水平耐力は、地震の影響による必要保有水平耐力以上であること。この場合において、保有水平耐力及び必要保有水平耐力の計算方法は、告示で定める。